

岩沼市復興推進計画

平成27年6月8日
宮城県岩沼市

1 計画の区域 岩沼市全域

2 計画の目標

東日本大震災により地域住民の生活に必要な店舗、工場、作業所、事務所等の建築物の多くが被害を受けたため、従前のこれらの建築物に替わる仮設建築物を応急的に建築している。

本計画では、応急仮設建築物を活用している事業者が事業所を再建するまでの間、引き続き応急仮設建築物を活用し、被災住民の住宅再建を加速するために必要な機能を維持するとともに、被災した中小企業等の再建を支援することで、一日も早い地域産業の再生を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

東日本大震災によって被災した事業所に替えて建築された応急仮設建築物の存続期間を延長する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「応急仮設建築物活用事業」

(1) 事業の内容

震災で被災した事業者の再建等が完了するまでの間、応急仮設建築物を2年3カ月の期間を超えて存続させる。

(2) 実施主体

別表のとおり

(3) 特別の措置の内容（法第17条の規定に基づく措置）

2年3カ月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（別表の所在地、用途、期間のもの）について、その所在地及び用途並びに応急仮設建築物活用事業の期間（存続させようとする期間）を定めた復興推進計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることにより、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができる。これを更に延長しようとする場合も同様とする。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

被災建築物に替えて応急的に建築した応急仮設建築物の存続期間を、当該建築物が再建されるまでの相当の期間内において延長することにより、被災した事業者の事業活動の維持と被災住民の生活再建を加速することが可能となり、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力再生に寄与するものである。

6 その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、特段意見はなかった。

別表

1	施設名称	岩沼市林地区仮設施設		
	実施主体	岩沼市	用途	作業所、事務所
	所在地	岩沼市押分字奥山187-2		
	建築基準法による許可期間	平成25年4月24日～平成27年7月16日		
	応急仮設建築物活用事業の期間	平成27年7月17日～平成28年3月31日		
	延べ面積	313.68 m ²	入居者（利用者）	事業者

○ 当該応急仮設建築物が、地域住民に必要な建築物で東日本大震災により被害を受けたもの（以下「被災建築物」という。）に替えて必要なものであることの説明

当該施設は、市民の住宅環境整備に必要な不可欠な建設業や造園土木業を営んでいた事業者が、東日本大震災により甚大な被害を受けたことから、被災した事業所の代替施設として建設されたものであり、引き続き被災事業者の生業の場として、また、被災住民の住宅再建を加速するために必要な機能を維持するために不可欠な施設である。

○ 東日本大震災からの復興の状況からみて、被災建築物の再建に相当の期間を要すると見込まれることの説明

入居者の多くが市内で事業再開を希望しているが、現時点において市街化区域内における物件不足等により、まだ自立再開までに至っていない。現在、用地取得に着手しており、建物の建築を含め、年度内に完了する見込みであることから、平成27年度末までの延長が必要である。